

議会運営委員会書記録

令和7年(2025年)12月11日(木)

第3委員会室

◎ 出席者

◇委員長 竹内 栄 治

副委員長 小林 豊代子

委員 藤部 徳 治、小林 成 好、小口 高 寛、野口 高 明

島田 玲 子、山田 大 助、白川 秀 嗣、松島 孝 夫

◇議長 畑谷 茂

◇委員外議員 菊地 貴 光 副議長

◇傍聴議員 大田 ちひろ

◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹
鈴木主任

○ 開 会 (9 : 2 8)

◇ 議長あいさつ

○ 諸般の報告

◇ 議案質疑の通告について《課長報告》

・ 第115号議案

大田 ちひろ

・ 第116号議案

清水 泉

○ 議 事

◇ 3月定例会の会期予定(案)について《課長説明》

お手元の「令和8年3月定例会 会期予定(案)」をご覧ください。告示日の会議で、次の3月定例会より代表質問と一般質問の選択制を実施することに決定し、代表質問及び一般質問の日程については4日間とする取扱いになったことから、例年の日程等を参考に会期予定(案)を作成した。仮に2月24日を招集日として編成すると、第7日から第10日までの4日間が「市政に対する代表質問・一般質問」となる。なお、12月定例会最終日に3月定例会の招集日について申入れがあれば、改めて、会期予定(案)を提示させていただく。

※ 委員全員意見なく、異議もなく、そのように了承された。

◇ 個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について《課長説明》

お手元にある、全国市議会議長会からの「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）の一部改正について」及び「越谷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程新旧対照表」をご覧いただきたい。全国市議会議長会から通知があり、通知の2枚目になるが、新旧対照表の1ページの備考欄にあるとおり、住基カードは平成27年12月28日をもって新規発行が終了し、有効期限が10年であることから令和7年末で有効期間が満了となるため、本人確認書類として使用できなくなる。そのため、別添の「越谷市議会の条例施行規程新旧対照表」のとおり、様式第1号、様式第10号及び様式第16号に本人確認書類として記載のある、網掛けとなっている「住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」については、削除する必要があるため、規程の改正を行っていきたいと考えている。なお、この規程は、令和8年1月1日から施行する。また、全国市議会議長会からの通知の1枚目の、「なお、」以降になるが、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律により、マイナンバーカードと在留カードが一体化された特定在留カードが創設されることから、再度規程の改正が必要になる。こちらについても全国市議会議長会から通知があれば、改正することになるため、ご了承いただきたい。

※ 委員全員意見なく、異議もなく、新旧対照表のとおり、当該規程を改正することに了承された。

※ また、本件改正に当たっては、法制執務上の整理を行った上で、議長が改正していくことに了承された。

◇ 政務活動費の運用基準の見直しについて

★委員 長 本件については、こしがや無所属の会からご提案があったもので、お手元には、提案内容を反映した「政務活動費運用の手引き改正（案）」を配付させていただいた。まずは、事務局から説明させる。

★課 長 お手元の「政務活動費運用の手引き改正（案）新旧対照表」をご覧いただきたい。告示日の会議でこしがや無所属の会から提案のあった、政務活動費の広報広聴費で購入した備品の修理費用を政務活動費の支出対象とすることについて、事務局で整理したため、説明させていただく。他市議会での運用や、全国市議会議長会がまとめている参考指針（Q&A）をみても、事務用備品の修理費用への充当を認めない例や、これが争点となった裁判例は見当たらない。よって、当市議会の政務活動費運

用の手引きにおいて、資料作成費では、事務機器等の修理費及び保守点検費は支出可能としていることを鑑みると、広報広聴費でも同様に充当可能とすることが妥当と考えられる。「新旧対照表」の裏面をご覧ください。こちらは、資料作成費と同様に、広報広聴費の「支出できる例」の中に「修理費及び保守点検費」に係る規定を追加した改正案となっており、こちらも参照いただいて、ご協議いただきたい。

★委員長 本件については、会派に持ち帰らずにこの場で決めてしまってもよろしいか。

☆松島委員 特に本件について異論はないが、基本的に提案されたものは持ち帰ることになっている。もし皆さんが会派に持ち帰らずに、この場で決めてしまってもよろしいのであれば、構わない。

☆山田委員 どうしても持ち帰るということであれば持ち帰るが、既に事務用品では修理費及び保守点検費も支出可能としているため、この場で決めてしまっても構わないと思っている。

★委員長 本件については、改正（案）新旧対照表のとおり改正することとし、本年4月1日から遡及させることにご異議ないか。

※ 委員全員異議なく、改正（案）新旧対照表のとおり、政務活動費の運用基準を改正することに了承された。

※ また、本日決定した内容を反映させた手引きについては、後日配付することとされた。

◇ その他

・ 本日の議事日程について《課長説明》

午前10時に本会議を開き、日程第1市長提出議案40件を一括上程し、まず、第113号議案及び第114号議案の質疑を行い、委員会付託は省略となる。続いて、第115号議案ないし第152号議案までの質疑を行い、所管の常任委員会に付託する。なお、議案質疑は議案順に通告された方の質疑を行い、通告した方の質疑が終了した後、ほかに質疑がある議員は挙手いただき、質疑を行うことになる。また、質疑の答弁は市長欠席のため、副市長が行う。次に、委員会付託後に議場外休憩を取り、この休憩中に、正副常任委員長会、続いて、予算決算常任委員会理事会を開催いただく。その後、本会議を再開し、各委員会日程の報告を行い、散会となる。続いて、準備が整い次第、引き続き、議場で予算決算常任委員会全体会を開催するが、議会中継の切り換えや資料配付など、5分程度お時間をいただきたい。

・ タブレット端末等の質問事項について《課長説明》

議会活性化においてタブレット端末等の導入については、継続協議となっているが、質問内容によっては、業者に確認しないと答えできない場合もあるため、前回の会議を踏まえ、ご質問事項等があれば、あらかじめ12月定例会最終日の12月18日までに、事務局まで直接またはラインワークス等で提出していただくようお願いしたい。

☆白川委員 議会運営委員会の録画中継については、第2委員会室や第3委員会で試行的に撮ることは可能か。

★課長 先ほどの説明は、タブレット端末等に関する質問事項についてであったが、議会運営委員会の議会中継についてご相談があれば、また別でお話いただければと思う。

※ 委員全員異議なく、そのように了承された。

→ その他発言なし

○ 閉 会（9：40）